

審査請求事務取扱手引

地方公務員災害補償基金 編集

凡 例

この冊子は、地方公務員災害補償に係る不服審査事務に当たる実務者の執務の参考に供するため、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の法条を中心としつつ、関係する諸規程、行政実例、書式例、図解等をおおむね事務処理の流れに沿った形で解説したもので、記述方法については、次によっている。

1 法令等の略称

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 地公災法 | 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） |
| 2 地公災則 | 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号） |
| 3 行服法 | 行政不服審査法（昭和37年法律第160号） |
| 4 行訴法 | 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号） |
| 5 定款 | 地方公務員災害補償基金定款（昭和42年自治許第591号） |
| 6 業務規程 | 地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号） |
| 7 審査会会議規則 | 地方公務員災害補償基金審査会会議規則（昭和43年審査会決定） |
| 8 基金 | 地方公務員災害補償基金 |

2 掲載事項

- 1 「注解」として掲げたものは、地方公務員災害補償法の当該条文に係る解説的事項である。
- 2 「参考」として掲げたものは、支部審査会の運営等に必要と考えられる事務の参考事項等である。
- 3 「参照」として掲げたものは、参照すべき法令の条文である。
- 4 「実例」として掲げたものは、各省庁及び地方公共団体等の照会に対する行政管理庁行政管理局（現：総務省行政管理局）の回答である。
- 5 「書式」として掲げたものは、すべて参考のため例示したものであり、記述の便宜上、書式例自体は一括して掲載した。



「審査請求事務取扱手引」

地方公務員災害補償基金 編集

目 次

第1章 地方公務員災害補償制度上の不服申立て制度	
第1 審査請求及び再審査請求	4
1 不服申立ての対象	5
2 不服申立ての資格	6
第2 審査庁	10
1 審査会及び支部審査会の設置	10
2 審査会及び支部審査会の委員	10
3 審査会及び支部審査会の書記	11
4 審査会及び支部審査会の参与	11
第3 時効の中断	15
第4 行政不服審査法の適用	18
第5 審査請求係属中の処分の効力	20
第6 不服申立ての前置	22
<審査請求事務の概要>	
審査請求受付に伴う事務の手順の概要	24
審査請求の本案審理の概要	28
裁決の概要	31
第2章 審査請求の具体の手続	
第1 審査請求の手続	35
1 審査請求書の提出	35
2 審査請求書の記載事項	37
3 代理人による不服申立て	38
4 審査請求期間	40
5 支部長経由による審査請求の特例	42
6 誤教示等による審査請求の特例	43
7 手続の承継	45
8 審査請求の取下げ	46
第2 審査請求受付に伴う事務の手順	48
1 審査請求の要件審査	48
手順の概要	49
審査請求要件点検票	50
2 補正命令	51
3 受理と手続	56
4 委員及び参与に対する通知等	56
5 参加人の許可	57

6 支部長に対する提出要求	58
(1) 副本の送付と弁明書提出要求	58
(2) 認定資料等の提出と閲覧請求	59
7 審査請求人等に対する催告	62
(1) 反論書提出の催告	62
(2) 証拠書類等の提出	63
8 争点の整理及び審査資料の取りまとめ	63
(1) 争点の整理	63
(2) 審査資料の取りまとめ	64
第3 審査請求の本案審理	65
審査請求の本案審理の主な手順	65
1 審理の方式	62
2 会議等	67
(1) 口頭意見陳述等の日程調整	69
(2) 開催通知等と審査資料の送付	69
(3) 手続の併合	69
(4) 審理の手順	70
口頭意見陳述・審尋の手順	70
出頭・報告・物件提出の命令の手順	71
参考人陳述の手順	71
受診・検案の命令の手順	71
鑑定の手順	71
検証の手順	72
3 支部審査会の会場	72
4 支部審査会の運営	73
(1) 口頭意見陳述	74
(2) 審査請求人等(参加人を含む。)の審尋	74
(3) 参与による意見陳述	75
(4) 出頭・報告・提出・受診等の命令	76
(5) 参考人陳述及び鑑定	77
(6) 検証	78
(7) 書記による陳述の聴取・審尋・検証	80
第4 裁決	82
1 裁決	82
2 裁決の方式	84
3 裁決の内容	85
(1) 却下の裁決	86
(2) 棄却の裁決	86
(3) 認容の裁決	86
(4) 裁決の違法・不当判断の基準時	87

4 裁決の送達等と効力発生	88
(1) 裁決書謄本の送付	89
(2) 公示による送達	89
5 裁決の拘束力	89
(1) 不可争力	90
(2) 不可変更力	91
(3) 公定力	91
(4) 拘束力	91
6 証拠書類等の返還	92
第5 審査請求状況に関する本部報告	93

第3章 審査の技術的留意点	
第1 心・血管疾患及び脳血管疾患関係	97
1 認定基準の基本的な考え方	97
2 整理事項	98
第2 腰痛関係	101
1 認定基準の基本的な考え方	101
2 整理事項	101
第3 上肢障害関係	104
1 認定基準の基本的な考え方	104
2 整理事項	104
第4 自殺関係	107
1 認定基準の基本的な考え方	107
2 整理事項	107

次ページ以降：

○書式等

○通知(審査会関係)

○認定基準等

書式等 目次

1.	書式第 1 号	(審査請求書)	115
2.	書式第 2 号	(委任状)	115
3.	書式第 3 号	(互選命令書)	116
4.	書式第 4 号	(総代選任届)	116
5.	書式第 5 号	(審査請求取次書)	117
6.	書式第 6 号	(審査請求人地位承継届)	117
7.	書式第 7 号	(審査請求取下書)	118
8.	書式第 8 号	(審査請求補正命令書)	118
9.	書式第 9 号	(審査請求補正書)	119
10.	書式第 10 号	(審査請求提起通知書)	119
11.	書式第 11 号	(弁明書等の提出要求書)	120
12.	書式第 12 号	(閲覧請求書)	120
13.	書式第 13 号	(弁明書)	121
14.	書式第 14 号	(反論書提出等の催促状)	121
15.	書式第 15 号	(口頭意見陳述期日の通知書)	122
16.	書式第 16 号	(開催通知書)	122
17.	書式第 17 号	(参与あて審理期日等通知書)	123
18.	書式第 18 号	(併合審理の通知書)	123
19.	書式第 19 号	(申立書)	124
20.	書式第 20 号	(決定通知書)	124
21.	書式第 21 号	(命令書)	125
22.	書式第 22 号	(証拠物件預証)	125
23.	書式第 23 号	(要請書)	126
24.	書式第 24 号	(調書)	126
25.	書式第 25 号	(裁決書)	127
26.	書式第 26 号	(裁決書送付状)	127
27.	書式第 27 号	(証拠書類等返還状)	128
28.	書式第 28 号	(身分証明書)	128
29.	書式第 29 号	(公示送達(公報登載用))	129
30.	書式第 30 号	(揭示文)	129
31.	書式第 31 号	(審査会文書台帳(受信簿))	130
32.	書式第 32 号	(審査会文書台帳(発信簿))	130
33.	書式第 33 号	(提出物件一覧表(審理中の事案))	131
34.	書式第 34 号	(提出物件一覧表(審理済事案))	131
35.	(参考) 争点整理表		132
	(争点整理表 記載例1)		133
	(争点整理表 記載例2)		134
	(争点整理表 記載例3)		135
	(争点整理表 記載例4)		136

通知(審査会関係)目次

1.	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について (平成8年6月7日地基審第33号)	139
2.	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について (平成8年6月7日地基審第34号)	140
3.	審査請求事務の迅速な処理等について (平成8年6月7日地基審第35号)	140
4.	審査請求事務の迅速な処理について (平成8年6月7日地基審第36号)	141
5.	支部審査会における審査請求の受理状況等及び支部審査会開催状況等の報告について (平成7年8月18日地基審第50号)	142
6.	支部審査会の委員及び参与の異動の報告について (昭和61年4月1日地基審第10号)	144

認定基準等 目次

1. 公務上の災害の認定基準について (昭和 48 年 11 月 26 日地基補第 539 号)	147
2. 「公務上の災害の認定基準について」の取扱いについて (昭和 53 年 11 月 1 日地基補第 588 号)	156
3. 出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和 48 年 11 月 26 日地基補第 541 号)	156
4. 「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて (昭和 49 年 5 月 28 日地基補第 244 号)	157
5. 腰痛の公務上外の認定について (昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 67 号)	158
6. 「腰痛の公務上外の認定について」の実施について (昭和 52 年 2 月 14 日地基補第 68 号)	159
7. レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和 48 年 11 月 26 日地基補第 542 号)	160
8. 放射線障害の公務災害の認定について (昭和 57 年 11 月 26 日地基補第 328 号)	161
9. 「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について (昭和 57 年 11 月 26 日地基補第 329 号)	162
10. 上肢業務に基づく疾病の取扱いについて (平成 9 年 4 月 1 日地基補第 103 号)	164
11. 「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」の実施について (平成 9 年 4 月 1 日地基補第 104 号)	165
12. 「通勤」の範囲の取扱いについて (昭和 62 年 5 月 20 日地基補第 81 号)	168
13. 心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について (平成 13 年 12 月 12 日地基補第 239 号)	172
同改正 平成 15 年 9 月 24 日以降(?)分	付録
14. 「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について」の 実施及び公務起因性判断のための調査事項について (平成 13 年 12 月 12 日地基補第 240 号)	174
15. 精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について (平成 11 年 9 月 14 日地基補第 173 号)	183
同改正 平成 16 年 4 月 19 日地基補第 104 号	付録
16. 精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査事項について (平成 11 年 9 月 14 日地基補第 174 号)	186
17. 支部長から理事長に協議すべき事項の指定について (昭和 42 年 12 月 1 日地基第 5 号)	195
同改正 平成 17 年 6 月 1 日地基補第 164 号	付録
18. 支部長から理事長に協議すべき事項の取扱いについて (昭和 55 年 5 月 22 日地基補第 220 号)	196

* この資料には「公務上の災害の認定基準について（平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号）」
は掲載されていません。

第 1 章

地方公務員災害補償制度上の 不服申立て制度

point

- ・ 補償に関する決定の不服について審理し、処分の公正、かつ、妥当性を保障する
- ・ 身体上に生じた損害が公務上の災害又は通勤による災害による損失であるか否か客観的に判断し、地方公務員の権利利益を救済
- ・ 基金の補償に関する決定の適法性を確保

基金が行う補償に関する決定（支部長が行う補償に関する決定を除く。）に不服がある者は、審査会に対して審査請求をすることができる。ただし、基金が行う補償に関する決定については、現在、すべて支部長に委任されており、審査会に対しては、再審査請求がなされるのみである（地公災法第24条、定款第22条、業務規程第4条）。

また、支部長が行う補償に関する決定に不服がある者は、支部審査会に対して審査請求をし、さらに、その決定に不服がある者は、審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。また、その審査請求又は再審査請求に係る時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなすこととされている（地公災法第51条）。

この制度は、常時勤務に服することを要する地方公務員の災害補償に関する行政救済の制度を定めたものである。すなわち、補償の実施については、実質的には、各支部長において行われるものであるが、その補償に関する決定、すなわち、行政処分の拘束を受け、かつ、それによって不利益を受けることとなる地方公務員について、補償に関する処分の公正、かつ、妥当性を保障する公的第三者機関を設置し、地方公務員の身体上に生じた損害が公務上の災害又は通勤による災害による損失であるか否かについての判断を、客観的な立場で行い、地方公務員の権利利益の救済及び基金の補償に関する決定の適法性を確保しようとすることにその目的をおくものである。また、その組織についてみると、第一審に相当する支部審査会は、学識経験者による委員3名のほか、参与4名（地方公共団体の当局を代表する者2名及び職員を代表する者2名）によって構成される。第二審に相当する審査会は、学識経験者による委員6名のほか、参与12名（地方公共団体の当局を代表する者6名及び職員を代表する者6名）によって構成される。

第1 審査請求及び再審査請求

point

- ・ 補償に関する決定に不服がある者は、支部審査会に対して審査請求をすることができる。
- ・ 支部審査会の決定になお不服がある者は、更に審査会に対して再審査請求をすることができる。

不服申立てを行うべき不服申立庁については、基金の支部長が行う「補償に関する決定」に不服がある場合には、支部審査会に審査請求をし、その決定になお不服がある者は、更に審査会に対して再審査請求をすることができる（地公災法第51条第2項）。

支部長が行う補償に関する決定に対する不服申立制度には二審制が採用されており、支部審査会の決定を経ずに直ちに審査会に対して不服申立てをすることはできない。

注解

補償に関する決定の権限は、地公災法第24条第2項及び定款第22条の規定に基づく業務規程第4条により、すべて支部長に委任されており、補償に関する決定はすべて支部長が行うこととされていることから、これに対する不服については支部審査会に対して審査請求をしなければならず、直ちに審査会に対して再審査請求をすることはできない。

ただし、次に該当するときは、この限りでない（地公災法第51条第3項）。

- ・ 支部審査会に対し、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても審査請求について決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。

また、地公災法第56条において、不服申立ての前置を定めているので、支部長が行う補償に関する決定に対する処分の取消しの訴えは、特別の場合を除き、当該決定についての再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することはできない（地公災法第56条の解説参照）。

注解

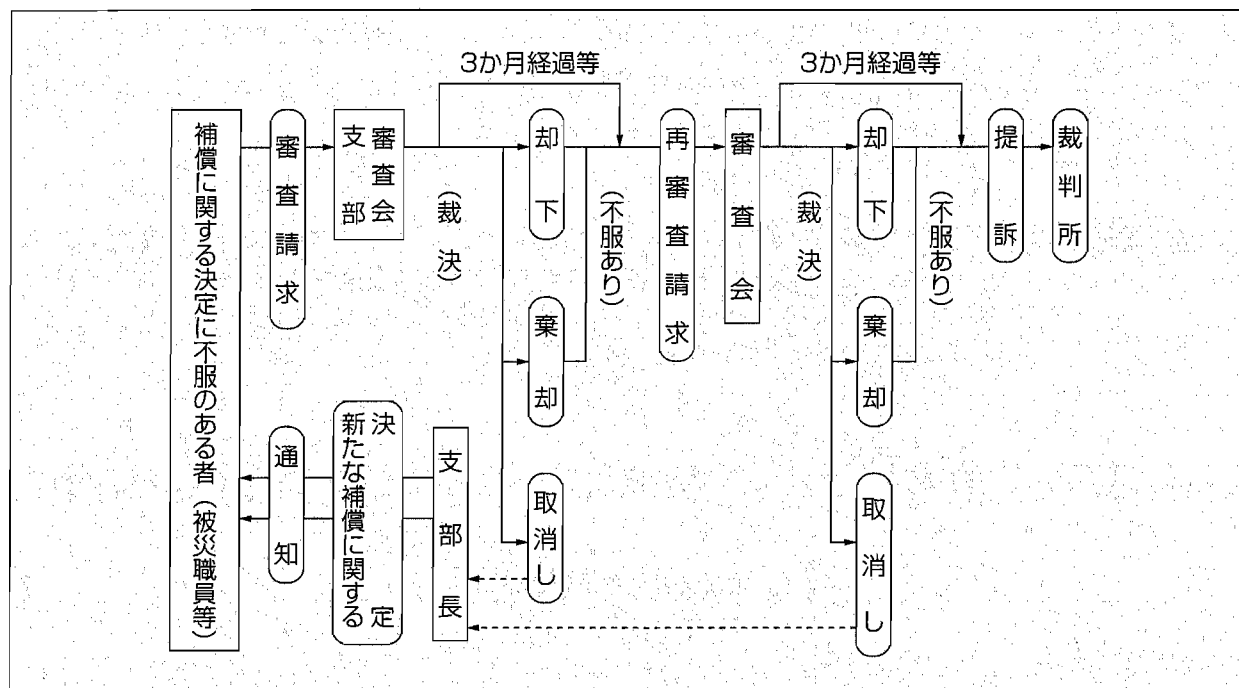
支部長が行う補償に関する決定に対する処分の取消しの訴えは、審査会の裁決を経なければならず、直ちに裁判所に対して処分の取消しの訴えを提起することはできない。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない（地公災法第56条）。

- 1 地公災法第51条第2項又は第3項に規定する再審査請求がされた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

●●●不服申立ての手続の流れ●●●



地公災法第51条第1項に規定する「補償に関する決定」とは、公務上・外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償の受給権者の決定等であり、およそ補償に関する決定であればすべてこれに含まれる。

なお、福祉事業（地公災法第47条）については、補償に関する決定ではなく、基金の裁量により行われる付加的な事業とされている。したがって、基金が行う法定の補償に関する決定について不服申立てが認められている本条の適用はできない。

ただし、福祉事業の決定に対して、その決定の公正を確保する立場から、基金は独自に福祉事業の決定に対する不服の申出の制度を設けている（「福祉事業の決定に対する不服の申出について」昭和51年6月10日付け地基審第30号理事長通知）。

治ゆ認定通知、福祉事業決定通知に審査請求をすることができる旨の誤った教示が
されていても審査請求はできない。

2 不服申立ての資格

審査請求及び再審査請求をすることができる者は、補償に関する決定に不服がある者であるが、その範囲は審査請求及び再審査請求をすることによって、直接利益を得る者に限られる。

すなわち、不服申立人となり得る者は、違法又は不当な行政処分によって、直接に、自己の権利又は利益を侵害された者である。

なお、任命権者については、公務上外の認定の段階で、基金が任命権者の意見を聞くという形でなされることとなるので（地公災法第45条第2項）、これによって十分意見調整をなし得るものとされており、審査請求をすることについての直接の利害関係人ではないから、補償に関する決定に不服がある場合においても、審査請求をすることはできない。

実例

妻は、地方公務員である夫の死後離縁することにより遺族補償年金受給権者としての地位を失うが、それまでの間は遺族補償年金受給権者たり得たものであり、その範囲において支部長の決定（原処分）を取り消す利益を有するから、離縁後も不服申立人適格があると解される。

参考条文等

第1 審査請求及び再審査請求関係

●●●地公災法

（審査請求等）

第51条 基金が行う補償に関する決定（次項の決定を除く。）に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対して審査請求をすることができる。

2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。

4 及び 5（略）

（補償の実施）

第24条（略）

2 基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。

●●●●●定款

第22条 支部長は、業務規程で定めるところにより、当該支部の所管に属する地方公共団体の常勤地方公務員に係る第20条の業務を行なう。

●●●●業務規程

（権限の委任等）

第4条（略）

- 2 理事長は、別に定めるもののほか、支部長に当該支部に係る次の各号に掲げる事項の処理を委任する。
 - 一 公務又は通勤により生じた災害であるかどうかの認定に関する事項
 - 二 療養補償たる療養の実施に関する事項
 - 三 補償の金額の決定及び支払に関する事項
 - 四 法第59条第1項に規定する損害賠償の請求権の行使に関する事項
 - 五 規則第38条第1項に規定する福祉事業の実施に関する事項
 - 六 負担金その他の収入の収納に関する事項
 - 七 取引金融機関（郵便局を含む。）の指定に関する事項
- 3 支部長は、前項各号に掲げる事項のうち理事長が必要と認めるものの処理については、理事長に協議するものとする。
- 4 理事長は、第2項各号に掲げる事項のほか、その権限に属する事務の一部を支部長に委任することができる。

1 不服申立ての対象関係

●●●地公災法

（補償の種類等）

第25条 基金の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

- 2 前項各号（第3号を除く。）に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。

（補償の手続）

第45条 基金は、この章の規定による補償（傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。）を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを速やかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。

- 2 基金は、前項の規定による認定をするに当たっては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。
- 3 基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

●●●業務規程

（認定の請求）

第7条 療養補償を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公務災害又は通勤災害の認定の請求書を、任命権者を經由して支部長に提出しなければならない。

- 一 職員の氏名、生年月日及び職名
- 二 所属地方公共団体及び所属部局名
- 三 災害発生の日時及び場所
- 四 傷病名並びに傷病の部位及びその程度
- 五 災害発生の状況

2 前項各号に掲げる事項については、職員の所属部局の長の証明を受けなければならない。

3 第1項の請求書には、医師又は歯科医師の所見、当該職員の定期健康診断の記録、既往歴等当該災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定するために必要な事項を記載した書類を添え、災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）を記載した書類を添えなければならない。

（認定の通知）

第8条 支部長は、前条第1項の請求書を受理したときは、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、その結果を、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該請求者及びその任命権者に通知しなければならない。

- 一 職員の氏名
- 二 所属地方公共団体及び所属部局名
- 三 傷病名
- 四 災害発生年月日
- 五 認定の結果

六 公務上の災害又は通勤による災害と認定した場合には、その認定番号（補償の決定及び支給）

第24条 支部長は、補償の請求を受理したときは、これに関する決定を行ない、その結果を書面で請求者及び任命権者に通知するとともに、年金たる補償以外の補償については、請求者にすみやかに補償を行なわなければならない。

2 支部長は、療養補償たる療養の費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

3 支部長は、第1項の決定をするに当つて、当該請求が法第46条又は法附則第7条第2項の規定による金額に係るものである場合においては、当該災害が法第46条に規定する要件に該当するものであるかどうかについて、当該請求が令第11条又は附則第2条の3の規定による金額に係るものである場合においては、当該災害が令第11条に規定する要件に該当するものであるかどうかについて、当該災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。

4 支部長は、傷病補償年金の支給の決定を行つたとき及び傷病補償年金を受けている職員の障害の程度が規則別表第1に定める第1級から第3級までの傷病等級に該当しなくなったときは、その旨を書面で傷病補償年金に係る職員及び任命権者に通知しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の支給の決定について準用する。

●●●●●裁決例

1 治癒認定通知は、法令に根拠を有するものではなく、単に当該傷病が治癒（症状が固定し、もはや医療効果が期待し得なくなった状態を含む。）したと認められるという事実を通知するものに過ぎず、当該通知により直接いかなる法律効果を生じるものでもないのであつて法第51条第2項にいう補償に関する決定に当たらない。

（昭和57年8月4日及び平成9年5月7日審査会裁決）

2 法第51条第1項、第2項の規定による審査請求又は再審査請求は、地方公務員災

害補償基金が行う補償に関する決定又はその決定に対する同基金支部審査会の裁決に不服がある者がこれを行うことができるのであって、上記補償に関する決定には福祉施設に関する決定は含まれない。
(昭和51年6月9日審査会裁決)

●●●●●参考

◎福祉事業の決定に対する不服の申出について

(昭和51年6月10日地基審第30号 基金理事長通知)

第1次改正 平成7年8月1日地基審第46号

このたび、標記の件について、下記のとおり取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようされたい。

なお、貴支部管下職員等に関する周知方について配慮されたい。

記

1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出（以下「申出」という。）は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対してするものであること。

2 申出の方式

申出は、申出をする者（以下「申出者」という。）の氏名及び住所並びに申出の趣旨、理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出してするものとする。

3 申出の審査

申出の審査は、書面によるものとする。ただし、申出者の申立てがあつたときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

4 申出の審査の結果の措置

(1) 支部長は、申出が理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知するものとする。

(2) 支部長は、申出が理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとるものとする。

5 その他

(1) 支部長は、福祉事業の決定の通知をするにあたっては、当該福祉事業の決定通知書の枠外下方に、福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、当該通知をするものとする。

(2) 支部長は、申出があつたときは、直ちに書面で理事長に報告するものとする。また、申出の審査の結果の措置についても同様であること。

2 不服申立ての資格関係

●●●●●判例

地公災法による補償に関する決定に対し審査請求及び再審査請求をなし得る者として同法第51条第2項に規定する「補償に関する決定に不服がある者」とは、補償に関する決定によって直接に権利又は利益を侵害された者であると解するのが相当である。
(昭和49年8月9日東京地裁判決)



第 2 章

審査請求の 具体の手続

第1 審査請求の手続

point

- ・ 審査請求は、補償に関する決定に不服のある者が、その権利救済を実現するため、第三者的機関である審査会又は支部審査会に対して行う。
- ・ 審査請求書は、当該審査請求の要件具備を審査する上で、第一次的に重要性を持つ文書である。

1 審査請求書の提出

審査請求は、支部長の行った補償に関する決定に不服がある者、すなわち、その決定によって不利益を受けることとなる者が、その権利救済を実現するために第三者的機関である支部審査会に対して行う手続であり、具体的手続としての審査請求書は、当該審査請求が審査請求手続を経て裁決を得るために具備しなければならない要件を備えているかどうかを審査する上で、第一次的に重要性を持つ文書である。審査請求は書面主義であり、審査請求書は、支部審査会に対して、正副2通（支部審査会用1通、支部長用1通（弁明書を作成するための資料））を提出しなければならない。

審査請求をすることができる「補償に関する決定」の範囲について

point

- ・ 治ゆ認定の通知は、療養補償の請求時点でのトラブル回避を目的としておりその通知自体、処分には該当しない。

地公災法第51条によれば、審査請求の対象となるものは、「補償に関する決定」であるとされているのみで、国家公務員災害補償法のように例示をされていない。

まず、行服法における「処分」とは、行政庁の公権力の行使に当たる行為であるから、相手方と対等の立場で行われるものは該当しない。また、当該行為は、外部に対してなされることを要するものであるから、行政内部段階にとどまっている間は、国民の権利義務に直接影響を及ぼさないもので、処分をしたことにはならない。処分は、それが直接国民に対してなされ、かつ、当該

国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずることを要件とする。例えば、治ゆ認定の通知そのものは、あらかじめ、その旨を連絡することにより、療養補償請求書によって請求の行われる時点でのトラブルを回避しようとする意図で行われるものであり、同通知のように、直ちに不利益を生ずることのないものは処分には該当しないものと解されている。

なお、治ゆ認定の通知を受けた傷病に係る療養補償請求書を提出し、不支給の決定を受けた場合には、その決定に不服があるとして審査請求を行うことができる。

地公災法においては、基金又は支部長が行う補償に関する決定に対して不服がある場合に審査請求をすることができることとされており、審査請求の前提条件となる「補償に関する決定」が存在しない支部長の不作為に対しては、支部審査会に異議申立てをすることも、この不作為を不服として支部審査会に審査請求をすることもできないので留意する必要がある。

ところで、地公災法第51条の規定に基づき、審査請求をすることができる「補償に関する決定」について例示すると次のとおりである。

- ① 公務外の災害認定
- ② 通勤災害非該当認定
- ③ 療養補償の全部又は一部不支給決定
- ④ 休業補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限
- ⑤ 傷病補償年金の等級決定（療養開始後1年6か月を経過した日又は同日以後に決定された第1回目の等級決定を除く。）、傷病補償年金の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限
- ⑥ 障害補償の等級決定、障害補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限
- ⑦ 遺族補償の受給権者の決定又は不支給決定
- ⑧ 葬祭補償の不支給決定
- ⑨ 公務上の災害又は通勤災害該当と認定された事案の災害の原因が第三者の加害行為によるものであるときの補償の免責額決定

☞ 参照

行服法第2条第2項（定義）

第7条（不作為についての不服申立て）

第9条（不服申立ての方式）

参考

- 1 地公災法に口頭で不服申立てをすることができる旨の定めはない。
- 2 「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に、何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいうとされている。そして、この不作為に不服がある者は、その不作為庁に対して異議申立てをすることが行服法上は認められている。

2 審査請求書の記載事項

審査請求書の記載事項は、次のとおりである。

なお、審査請求書には、審査請求人（代理人によって、審査請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

- ① 審査請求人の氏名及び年令又は名称並びに住所
- ② 審査請求に係る処分
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日…（郵送による場合は配達の日）
- ④ 審査請求の趣旨及び理由…（簡条書にして判りやすく記載すること。）
- ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日

参考

1. 「処分があったことを知った年月日」について

- (1) 処分が文書による場合には、その文書が相手方に到達した日を指す。
- (2) 処分書が郵送による場合には、処分書の配達の日を指す。

2. 「審査請求の趣旨及び理由」について

- (1) 「審査請求の趣旨」とは、審査請求がどのような不服を内容とするものであるかという、当該請求の簡潔な趣旨である。
- (2) 「理由」とは、不服内容を裏付ける根拠である。

実例

（審査請求書に「処分があったことを知った年月日」が記載されていない場合の取扱い）
問 「処分があったことを知った日」を書かずに提出された審査請求書は、法定期間内の不服申立てであること等が明白であり、審査庁の審査上何らの障害も生じない場合にも、補正命令を出して記載事項を補正させる必要があるか。

答 審査庁の審査上何らの支障も生ぜず、法定期間についての問題が生じないことが明白であるならば必ずしも補正命令を要しないものと解する。

（処分でない行為に係る棄却裁決に対する再審査請求についての取扱い）

問 処分でない行為についての審査請求に対して行われた知事の棄却裁決に関する再審査請求についての取扱いはどうすべきか。

答 再審査請求の趣旨及び理由が原行為及び原裁決両方についてであれば、前者については却下、後者については棄却、どちらか一方であれば、それぞれ却下又は棄却を相当とする。

（審査請求書の記載事項（代理人でする場合））

問 審査請求を代理人が行う場合、審査請求人の氏名も記載する必要があるか。

答 必要がある。

参照

行服法第15条（審査請求書の記載事項）

書式

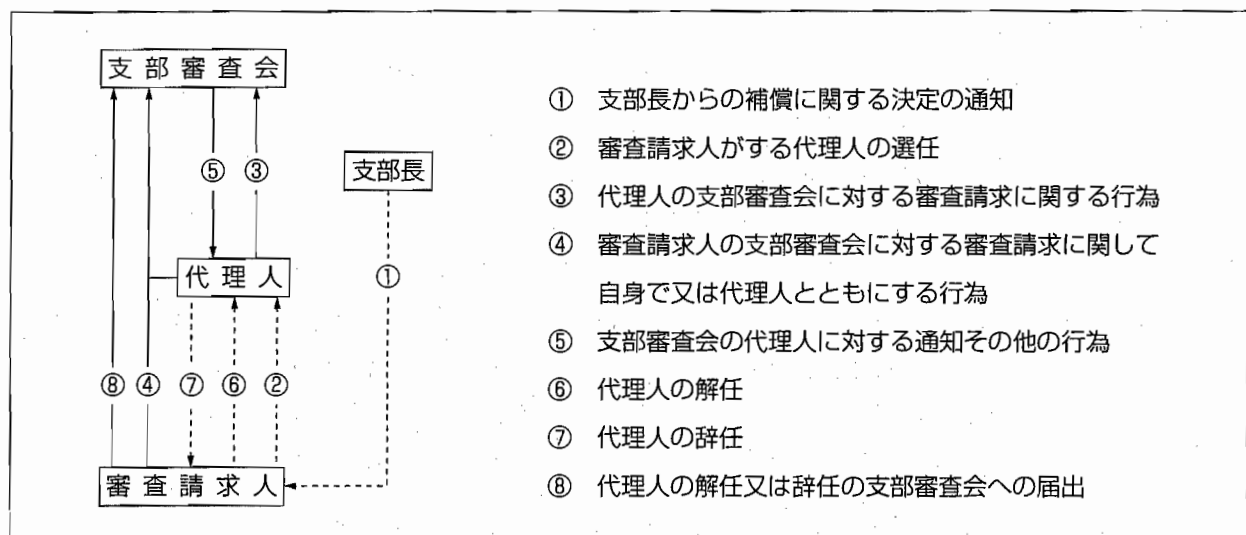
第1号（審査請求書）……115ページ

3 代理人による不服申立て

point

- ・ 代理人による不服申立ての制度が認められている。
- ・ 代理人は、取下げを除き一切の行為を行うことができる。
- ・ 代理人は、弁護士のような有資格者であることを要しない。
- ・ 代理人の資格は、書面（委任状）での証明を要する。
- ・ 代理人が選任された場合文書の送達は、すべて代理人に対して行うことによって足りる。なお、代理人が複数いる場合には、その代表代理人に対して行う。

●●●代理人による不服申立ての流れ●●●



審査請求は、本人のほか、代理人による不服申立ての制度が認められている。代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げについては、特別の委任を受けた場合に限りすることができる。

代理人とは、不服申立人でない者で、申立人の代わりに、その代理人の名において自己の意思決定に基づいて不服申立てに関する行為をする者をいう。代理人がその権限内でした行為は本人（委任者）がしたのと同様の効果を生じ、その効力は自動的に本人に及ぶものとされている。また、ここにいる代理人は、不服申立人との間の委任契約に基づいて、不服申立てについての代理権を授権され、代理人の名で、かつ、不服申立人に代わって、自己の意思で行為をし、又は受ける者である。代理人は、必ずしも、弁護士のような有資格者であることを要しないものである。

代理人の資格は、書面（委任状）での証明を要する。また、代理人の数の制限については、特に制限規定はないが、審理の円滑迅速な進行等の観点から、社会通念上妥当な代理人の数が望ま

れる。

代理人が選任された場合の支部審査会からの文書の送達等は、すべて代理人に対して行うことによって足りるものである。なお、この場合において、代理人が複数いる場合には、そのいずれかの代理人に対して行うことによって足りる。

実例

(代理人の代理権の制限は、無効である。)

問 行服法に基づく特定行為の代理について

行服法は、審査請求人が代理人を選任した場合には、代理人において当該不服申立てに関する一切の行為をすることができると規定している。したがって、不服申立手続の一部たる同法第25条第1項ただし書による口頭意見陳述のみについて代理人の選任届があったときは、その代理権授与の効力について、次のいずれの判断を採用すべきか。

- (1) 不服申立人において、代理人の有する包括的な法定の権限を制限することは許されないから、このような代理権授与は効力を有しない。
- (2) 代理人の権限は、委任契約の内容によって自由に定められることは、委任の性質から考えて当然のことであり、代理権を証する書面の提出がある限り、代理人に口頭意見陳述を許すべきである。

答 代理人については、行服法第12条において「当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる」(ただし、取下げについては、特別の委任を受けることが必要)と規定されており、このため、代理権の範囲の制限は、無効である。なお、代理人を選任したとしても本人の行為能力が消滅するわけではないから、本人も不服申立てに関する一切の行為を行うことができることはいうまでもない。

(複数の代理人を選任することもできる。)

問 1人の不服申立人が複数の代理人を選任し得るか。

答 行服法第12条第2項は、このことを前提としていることから、積極的に解する。

(代理人による審査請求には、代理権の証明が必要である。)

問 代理人による審査請求は、代理権についての委任状が必要か。

答 代理人の資格は、書面で証明しなければならないこととなっている(行服法第13条第1項)ことから、委任状は必要である。

参照

行服法第11条(総代)

第12条(代理人による不服申立て)

第13条(代表者の資格の証明等)

書式

第2号(委任状) ……115ページ

第3号(互選命令書) ……116ページ

第4号(総代選任届) ……116ページ



第 3 章

審査の 技術的留意点

第1 心・血管疾患及び脳血管疾患関係

1 認定基準の基本的な考え方

(1) 心・血管疾患及び脳血管疾患の発症機序等について

心・血管疾患及び脳血管疾患は、医学経験則に照らせば、被災職員に係る加齢等の属性と発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の個体的要因に生活的要因、職務上の要因が相加・相乗に作用して発症するものである。

なお、「生活的要因」とは、運動習慣、食生活習慣、趣味・嗜好、睡眠・休養不足、生活環境及び家族内における役割等をいう。

(2) 認定基準の考え方

ア 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められるもの、すなわち、公務が発症の相対的有効原因と認められるものについては、公務による明らかな過重負荷があったものとして、公務上の災害として認定する。

(ア) 発症前に、職務に関連して発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと

(イ) 発症前に、通常の日常の職務に比較して特に質的に又は量的に過重な職務に従事していたこと

イ 公務起因性を判断するに当たっては、上記に掲げる認定の要件及び下記に掲げる認定対象疾患について、迅速、かつ、適正に調査し、医学的経験則に照らして、総合的に評価して判断する。

なお、この場合において「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なるものであるが、上記(2)―ア―(イ)の場合にあっては、比較的長期間（発症前おおむね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合はおおむね1年間程度）を要するものがあることに留意する必要がある。

2 整理事項

疾患名

脳血管疾患	心・血管疾患
☐ くも膜下出血 ☐ 脳出血 ☐ 脳梗塞 ☐ 脳血栓症 ☐ 脳塞栓症 ☐ 高血圧性脳症 ☐ ()	☐ 狭心症 ☐ 心筋梗塞 ☐ 重症不整脈（心停止、心室細動等） ☐ 心臓性突然死 ☐ 肺塞栓症 ☐ 大動脈瘤破裂（解離を含む。） ☐ ()

被災職員

(男・女) 昭和 年 月 日生 (発症時 歳)

(1) 異常な出来事の有無

① 発症前に次に掲げる異常な出来事・突発的事態に遭遇していたと認められるか。

☐YES ☐NOア ☐医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪☐異常な自然現象☐大地震 ☐暴風 ☐豪雨 ☐洪水 ☐高潮 ☐津波 ☐その他 ()☐火災、爆発その他これらに類する異常な出来事イ ☐発症前に日常は肉体労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合ウ ☐発症前に暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合エ ☐その他、発症前に緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

③ 上記の異常な出来事・突発的事態は、業務に関連して遭遇し、強度の驚愕、恐怖等を起こしたことが経験則上明らかであると認められるか。

☐YES ☐NO

④ 異常な出来事・突発的事態はその発生状態を時間的、場所的に明確にすることができるか。

☐YES ☐NO

(2) 通常の日常の業務内容と被災前の業務内容の比較

① 医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事していたと認められるか。

☐YES ☐NO

【特に過重な職務等への従事状況の評価】

☐被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員（以下「同種職員等」という。）にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と客観的に認められるか。

※同種職員等とは、健康な状態にある者のみならず、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれる。

② ①がYESの場合、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等に該当するか。

☐発症に最も密接な関連があるのは、発症前日から直前までの間の業務であり、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合

☐発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合

☐発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合

☐発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合

③ ②に掲げる時間外勤務の評価の他、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

☐交替制勤務職員の深夜勤務（22時～翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況

☐著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況

☐緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況

☐精神的緊張を伴う職務への従事状況（特に精神的緊張の程度が著しいと認められるものについて、その実態を検討し、医学経験則に照らして評価すること。）

☐責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況

☐機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況

☐極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況

☐重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況

☐重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況

【時間外勤務の評価】

☐正規の勤務時間に引き続く時間外勤務であるか。

☐職務（時間外勤務）と発症との評価は適切か。

☐発症日から起算して1週間単位の連続した期間ごとに、発症前おおむね半年間（特別の事

情があると認められる場合にはおおむね1年間)にわたって、1週間当たり平均時間外勤務時間数が、

- ・ おおむね10時間程度以上認められない場合 → 関連性が弱い
- ・ おおむね10時間程度以上認められる場合 → 関連性が強い

☐ 疲労の回復の評価は適正か（勤務を要しない日等（以下「休日等」という。）の勤務が連続して長く続くほど職務と発症との関連をより強めるものであり、逆に、休日等が十分確保されている場合は、疲労は回復するものであることに留意すること）。

④ 職務上の必要性等から自宅作業を行ったとする場合

- ☐ 職務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明できるか。
- ☐ 発症前の時期に重なる具体的成果物等はあるか。

(3) 強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）

① 心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症の基礎となる病態を有するか。

☐ YES ☐ NO

↓

素因及び基礎疾患

☐ 脳動脈瘤 ☐ 高脂血症 ☐ 動脈硬化症 ☐ 高血圧 ☐ その他（ ）

既存疾患

☐ 陳旧性心筋梗塞 ☐ 脳梗塞 ☐ その他（ ）

② ①がYESの場合、医学経験則上、加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させたと認められるか。

☐ YES ☐ NO

※高血圧症、血管病変等発症の基礎となる素因、基礎疾患等を有しているが、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない職員のうち、医師による直接の検査、治療が必要と診断されたにもかかわらず、適切な検査、治療を受けることを放置している者は、適切な検査、治療を受けている者と比較すると、心・血管疾患及び脳血管疾患を自然的経過を早めて発症する可能性が極めて高いため、その病態等について詳細な調査結果に基づいた医学的見地からの鑑別を行う必要がある。

③ 当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）を受けていたと認められるか。

☐ YES ☐ NO

(4) 過重負荷を受けてから心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められるか。

なお、「症状が顕在化する」とは、自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められることをいう。

☐ 24時間以内 ☐ 数日（ただし、2日程度以上を経過する症例もある）



書式等

書式等

書式等目次

1. 書式第1号	(審査請求書)	115
2. 書式第2号	(委任状)	115
3. 書式第3号	(互選命令書)	116
4. 書式第4号	(総代選任届)	116
5. 書式第5号	(審査請求取次書)	117
6. 書式第6号	(審査請求人地位承継届)	117
7. 書式第7号	(審査請求取下書)	118
8. 書式第8号	(審査請求補正命令書)	118
9. 書式第9号	(審査請求補正書)	119
10. 書式第10号	(審査請求提起通知書)	119
11. 書式第11号	(弁明書等の提出要求書)	120
12. 書式第12号	(閲覧請求書)	120
13. 書式第13号	(弁明書)	121
14. 書式第14号	(反論書提出等の催促状)	121
15. 書式第15号	(口頭意見陳述期日の通知書)	122
16. 書式第16号	(開催通知書)	122
17. 書式第17号	(参与あて審理期日等通知書)	123
18. 書式第18号	(併合審理の通知書)	123
19. 書式第19号	(申立書)	124
20. 書式第20号	(決定通知書)	124
21. 書式第21号	(命令書)	125
22. 書式第22号	(証拠物件預証)	125
23. 書式第23号	(要請書)	126
24. 書式第24号	(調書)	126
25. 書式第25号	(裁決書)	127
26. 書式第26号	(裁決書送付状)	127
27. 書式第27号	(証拠書類等返還状)	128
28. 書式第28号	(身分証明書)	128
29. 書式第29号	(公示送達(公報登載用))	129
30. 書式第30号	(揭示文)	129
31. 書式第31号	(審査会文書台帳(受信簿))	130
32. 書式第32号	(審査会文書台帳(発信簿))	130
33. 書式第33号	(提出物件一覧表(審理中の事案))	131
34. 書式第34号	(提出物件一覧表(審理済事案))	131
35. (参考) 争点整理表		132
(争点整理表 記載例1)		133
(争点整理表 記載例2)		134
(争点整理表 記載例3)		135
(争点整理表 記載例4)		136

書式第1号（審査請求書）

審 査 請 求 書		平成 年 月 日
地方公務員災害補償基金 支部審査会 御中	審査請求人 住所 氏名 年齢 〔審査請求代理人 住所 氏名〕	㊞ ㊞
1 審査請求に係る処分 (地方公務員災害補償基金 支部に通知した 処分)	支部長が平成 年 月 日付けをもって の被った災害について	する
2 審査請求の趣旨 (上記処分を	旨の裁決を求めます。)	
3 審査請求の理由 (別紙のとおり。)		
4 当該処分を知った年月日 平成 年 月 日		
5 支部長の教示の有無とその内容 (通知書に当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 審査会に審査請求できる旨の教示がありました。)	支部	
6 添付書類その他 委任状 (選任届) 証拠書類等		

(注) 1 正副2通を各々押印して提出するものである。

2 () 内は、審査請求人が具体の事案に即して内容を記載する必要がある。

書式等

書式第2号（委任状）

委 任 状	
受 任 者	
〔住所・氏名〕 連 記	
地方公務員災害補償基金 支部長が平成 年 月 日付けで行った する処分を不服として行う審査請求に係る一切の代理権限を上記の者に委任します。	
平成 年 月 日	
委任者 審査請求人	
㊞	

(注) 提出は、1通でよい。



通 知

(審査会関係)

通
知

通知（審査会関係）目次

1. 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について （平成8年6月7日地基審第33号）	139
2. 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について （平成8年6月7日地基審第34号）	140
3. 審査請求事務の迅速な処理等について （平成8年6月7日地基審第35号）	140
4. 審査請求事務の迅速な処理について （平成8年6月7日地基審第36号）	141
5. 支部審査会における審査請求の受理状況等及び支部審査会開催状況等の報告について （平成7年8月18日地基審第50号）	142
6. 支部審査会の委員及び参与の異動の報告について （昭和61年4月1日地基審第10号）	144

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について

（平成8年6月7日地基審第33号）
各支部審査会会長あて 理事長

標記について、自治事務次官から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正は、地方公務員災害補償に係る不服申立ての迅速かつ適正な処理を図るため、審査請求後3箇月を経過しても支部審査会の決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請求をすることができることとする等の整備を行うとともに、本部審査会の委員を増員する等審査体制の整備を行うものです。

支部審査会に対する審査請求制度は、請求人に身近なところで審査を行う方が実際に補償を実施している支部及び請求人の立証等の利便に資し、簡易迅速な審査を行うためにも適当であるという観点から設けられたものであり、今回の改正により、従来にも増して審査請求事務の迅速な処理による審査請求制度の本来機能の発揮が強く求められています。

支部審査会の審理の迅速化については、既に「審査請求事務の迅速化等について」（平成7年9月18日地基審第56号）により事務処理体制の整備、審査会運営のあり方等についての検討をお願いしたところですが、法改正の趣旨を踏まえ、3箇月以内の事務処理を目途とした審査体制の強化について改めて更なる検討をお願いします。

なお、本部においても、支部審査会の審査請求事務の迅速化について、各種情報提供や技術的助言により一層支援していくこととしていることを申し添えます。

別添

自治給第30号

平成8年6月7日

地方公務員災害補償基金理事長 殿

自治事務次官

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律 の施行について（通知）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成8年法律第61号。以下「改正法」という。）が、本日公布され、平成8年7月1日から施行されることとなった。

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）では、訴訟を提起する前に、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対する審査請

求及び地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対する再審査請求という二段階の不服申立て手続を設けているところであるが、最近の処理事案の複雑化等から処理期間が長期化しており、また、再審査請求件数の増加などの状況から、審査の迅速処理が求められているところである。

こうした状況を踏まえ、今回の改正においては、地方公務員の災害補償制度における審査の迅速処理を図るとともに、二段階の不服申立て制度の趣旨を活かすため、所要の措置を講ずることとしたものである。

ついては、下記事項に留意のうえ、その実施について遺漏のないよう措置されたい。

記

第1 支部審査会の決定遅延の場合における救済規定の創設

審査請求後3箇月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする（法第51条第3項）。

第2 審査会における審査体制の整備

1 組織

審査会は委員6人をもって組織するものとする（法第53条第1項）。

2 合議体

審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いは、委員3人をもって構成する合議体で行うものとし、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められる場合等においては、委員の全員をもって構成する合議体で行うものとする（法第53条の2から第53条の4まで）。

3 委員会議

審査会の会務の処理（審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員会議の議決によるものとする（法第54条）。

第3 不服申立て中の処分の取消しの訴えに関する規定の整備

不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後三箇月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする（法第56条）。



認定基準等

認定基準等

認定基準等目次

1. 公務上の災害の認定基準について（昭和48年11月26日地基補第539号）	147
2. 「公務上の災害の認定基準について」の取扱いについて （昭和53年11月1日地基補第588号）	156
3. 出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について （昭和48年11月26日地基補第541号）	156
4. 「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて （昭和49年5月28日地基補第244号）	157
5. 腰痛の公務上外の認定について（昭和52年2月14日地基補第67号）	158
6. 「腰痛の公務上外の認定について」の実施について （昭和52年2月14日地基補第68号）	159
7. レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について （昭和48年11月26日地基補第542号）	160
8. 放射線障害の公務災害の認定について （昭和57年11月26日地基補第328号）	161
9. 「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について （昭和57年11月26日地基補第329号）	162
10. 上肢業務に基づく疾病の取扱いについて （平成9年4月1日地基補第103号）	164
11. 「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」の実施について （平成9年4月1日地基補第104号）	165
12. 「通勤」の範囲の取扱いについて（昭和62年5月20日地基補第81号）	168
13. 心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について （平成13年12月12日地基補第239号）	172
14. 「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について」の実施 及び公務起因性判断のための調査事項について（平成13年12月12日地基補第240号）	174
15. 精神疾患に起因する自殺の公務災害の認定について （平成11年9月14日地基補第173号）	183
16. 精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査事項について （平成11年9月14日地基補第174号）	186
17. 支部長から理事長に協議すべき事項の指定について （昭和42年12月1日地基第5号）	195
18. 支部長から理事長に協議すべき事項の取扱いについて （昭和55年5月22日地基補第220号）	196

○公務上の災害の認定基準について

(昭和48年11月26日地基補第539号)
各 支 部 長 あ て 理 事 長

第1次改正 昭和53年11月1日地基補第587号
第2次改正 昭和56年4月1日地基補第98号
第3次改正 昭和57年9月30日地基企第33号
第4次改正 昭和61年1月27日地基補第8号

昭和48年12月1日以降発生した事故に起因する災害の公務上外の認定については、下記の基準により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

記

1 公務上の負傷の認定

次に掲げる場合の負傷は、原則として、公務上のものとする。ただし、(1)に該当する場合においても、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）と明らかに認められるものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ア 通常又は臨時に割り当てられた職務（地方公務員法第39条の規定による研修及び同法第42条の規定による職員の保健のための健康診断の受診を含む。）を遂行している場合（出張の期間中の場合を除く。）

イ 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為（公務達成のための善意による行為を含む。）を行つている場合

ウ 勤務時間の始め又は終わりにおいて職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行つている場合

エ 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行つている場合

オ 非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む。）を防護する行為を行つている場合

カ 出張又は赴任の期間中である場合（次に掲げる場合を除く。）

(ア) 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

(イ) (ア)に該当する場合以外の場合において、恣意

的行為を行つているとき

(ウ) 出張先の宿泊施設が地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至つた場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき

キ 次に掲げる出勤又は退勤（住居（(イ)の場合にあつては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）

(ア) 公務運営上の必要により特定の交通機関によつて出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上

(イ) 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上

(ウ) 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

(エ) 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

(オ) 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

(カ) 引き続いて24時間以上となつた勤務が終了した場合の退勤の途上

(キ) 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(ク) 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなつている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上（第4次改正・一部）

認定基準等

- (ケ) 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に變更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
 - (コ) (ア)から(ケ)までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
 - ク 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行つたレクリエーションに参加している場合（2以上の任命権者が共同して行つた運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合
 - (2) 次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（(1)のAからカまでに該当する場合のものを除く。）
 - ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（(1)のキの(ア)に該当する場合を除く。）
 - イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - ウ 休息時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
 - (3) 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によつて発生した負傷
 - (4) 職務の遂行に伴う怨恨によつて発生した負傷
 - (5) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもつて発生した負傷
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもつて発生したことが明らかな負傷
- ## 2 公務上の疾病の認定
- (1) 公務上の負傷に起因する疾病は公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げる場合の疾病とする。
 - ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によつて発病した場合
 - イ 負傷した当時、疾病の素因はあつたが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
 - ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であつた者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
 - エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合
 - (2) 次に掲げる職業病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によつて生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとする。（第1次改正・全部）
 - ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (ア) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - (イ) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (ウ) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (エ) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - (オ) 電離放射線にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かきよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - (カ) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
 - (キ) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - (ク) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - (ケ) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - (コ) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - (サ) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - (シ) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (ア) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、け

- ん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- (イ) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- (ウ) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
- (エ) セン孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
- ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (ア) 別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの
- (イ) ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- (ウ) すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- (エ) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (オ) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (カ) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患（第2次改正・追加）
- (キ) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症（第2次改正・旧(カ)繰下）
- エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺の合併症
- オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (ア) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- (イ) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
- (ウ) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
- (エ) 屋外における業務に従事したため生じたつが虫病
- カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (ア) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (イ) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (ウ) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (エ) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (オ) ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (カ) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (キ) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (ク) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (ケ) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- (コ) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
- (サ) すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げる疾病とする。
- ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- イ 健康管理上の必要により任命権者が執つた措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病
- ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられて

- いる宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病
- エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
- (ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
- (イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
- (ウ) 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- オ 職務の遂行に伴う怨恨によつて発生した疾病
- カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- キ (2)のアに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病（第1次改正・追加）
- ク (2)のイに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたこ

- との明らかな疾病及びこれに付随する疾病（第1次改正・追加）
- ケ (2)のウに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病（第1次改正・追加）
- コ (2)のオに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病（第1次改正・追加）
- サ (2)のカに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病（第1次改正・追加）
- シ アからサまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもつて発生したことが明らかな疾病（第1次改正・一部）
- 3 公務上の障害又は死亡の認定（第3次改正・一部）
- 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもつて生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとする。（第3次改正・一部）

別表（第1次改正・追加）

単体たる化学物質及び化合物		症 状 又 は 障 害
無機の酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	塩酸（塩化水素を含む。）	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しよく
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しよく
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ふつ化水素酸（ふつ化水素を含む。以下同じ。）	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しよく
金属（セレン及びヒ素を含む。）及びその化合物	亜鉛等の金属ヒューム	金属熱
	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。）	四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視野障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害
	アンチモン及びその化合物	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害、心障害又は胃腸障害
	カドミウム及びその化合物	気道障害・肺気しゅ・腎障害又は骨軟化
	クロム及びその化合物	皮膚障害、気道障害、鼻中隔せん孔又は嗅覚障害
	四アルキル鉛化合物	中枢神経性急性刺激症状又はせん妄、幻覚等の精神障害
	水銀及びその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）	中枢神経性急性刺激症状、振せん、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口くう粘膜障害又は腎障害

単体たる化学物質及び化合物		症 状 又 は 障 害
	セレン及びその化合物（セレン化水素を除く。）	皮膚障害（爪床炎を含む。）、前眼部障害、気道障害又は肝障害
	セレン化水素	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害又は気道障害
	鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く。）	中枢神経性急性刺激症状、造血器障害、末しょう神経障害又は痙攣、便秘等の胃腸障害
	ニッケルカルボニル	中枢神経性急性刺激症状又は気道障害
	バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ひ化水素	血色素尿、黄だん又は溶血性貧血
	ひ素及びその化合物（ひ化水素を除く。）	皮膚障害、気道障害、鼻中隔せん孔、末しょう神経障害又は肝障害
	ブチルスズ	皮膚障害又は肝障害
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肺肉芽しゅ
	マンガン及びその化合物	中枢神経性急性刺激症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の中枢性神経症候群
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しよく
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ふつ素及びその無機化合物（ふつ化水素酸を除く。）	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は骨硬化
	沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
りん、いおう、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	一酸化炭素	中枢神経性急性刺激症状又はこん睡、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、意識障害、せん妄、運動失調、視力障害、色視野障害、前庭機能障害等の精神神経障害
	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨え死
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、上気道障害又は血管運動神経障害
	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	中枢神経性急性刺激症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は全身けいれん
	二酸化いおう	前眼部障害又は気道障害
	二酸化窒素	前眼部障害又は気道障害
	二硫化炭素	意識混濁、せん妄、そううつ等の精神障害、多発性末しょう神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害
	ヒドラジン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は上気道障害
	ホスゲン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ホスフィン	中枢神経性急性刺激症状又は気道障害
脂肪族化合物	塩化ビニル	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、麻酔、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
	塩化メチル	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制、視力障害、言語障害、協同運動失調等の神経障害又は肝障害
	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化	

